

令和5年度第11回
東京都私立学校審議会
会議録（第835回）

令和6年3月18日（月）
都庁第一本庁舎42階 特別会議室A

午後 2 時55分開会

○近藤会長 お待たせしました。ただいまから「令和 5 年度第11回東京都私立学校審議会」を開催いたします。

初めに、本日の出席委員について、事務局から報告願います。

○福本私学行政課長 本日は委員20名の方のうち、18名の委員に御参加いただいていることを御報告申し上げます。当審議会運営細則第 6 条が定める本会の定足数を満たしていることを御報告申し上げます。

○近藤会長 それでは、本日の議案の審議に入ります。

なお、当審議会運営細則第 8 条により、審議会は原則として公開としておりますが、認可に関する議案の審議については非公開となります。

それでは、私立学校に関する今回の新たな諮問について、事務局から説明願います。

○戸谷私学部長 本日諮問させていただく案件は、お手元に配付してございます 4 件でございます。

それでは、諮問文を朗読させていただきます。

私立学校法第 8 条第 1 項の規定により、下記事案について貴審議会の意見を求める。

令和 6 年 3 月18日付東京都知事名。

記、1、K C P 地球市民日本語学校の収容定員に係る学則変更認可について（新宿区）、ほか 3 件。

以上でございます。

詳細につきましては、担当職員からそれぞれ説明させていただきます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○近藤会長 本日の議案は、既に諮問されている案件 4 件と、新たに諮問される案件 4 件の計 8 件でございます。

各案件につきまして、部会の審議状況を事務局から報告願います。

○福本私学行政課長 本日議題となっております議案第 1 号から第 8 号までの全ての議案につきましては、各部会におきまして了承されておりますことを御報告申し上げます。

○近藤会長 それでは、既に諮問されている案件から審議することといたします。

初めに、幼稚園についての案件でございます。

議案第 1 号は、学校法人おおや学園の寄附行為認可について、議案第 2 号は、おおや幼稚園の設置者変更認可についてでございます。

本案件につきましては、部会調査をお願いしておりましたので、第二部会の内野委員から調査結果につきまして説明願います。

○内野委員 では、御報告申し上げます。

議案第 1 号及び第 2 号につきましての御説明を申し上げます。

本案件は、新宿区所在のおおや幼稚園の設置者を、大谷和宏氏から学校法人おおや学園へ変更するものでございます。

去る3月1日、野上委員、私学部及び新宿区の担当職員と私とで部会調査を実施いたしました。

おおや幼稚園は、昭和28年の設置認可以来、70年以上にわたり次代を担う幼児教育の重要性を深く認識し、地域に根差した幼稚園として住民に受け入れられてきました。教育については、子供たちの自主性を重んじ、困難を乗り越える力を育むため努力していると伺いました。また、園舎、運動場等の施設設備についても設置基準を充足しておりました。

調査結果については以上のとおりでございますが、その際、3点ほどの要望をいたしました。

1つ目は、学校法人として、学校教育法、私立学校法及び私立学校振興助成法等の教育関係法令を遵守し、また、学校法人の定める寄附行為及び園則に基づき、適正かつ安定的な法人運営、学校運営に努めていただきたいこと。

2つ目は、公教育の一翼を担う私立学校として、幼稚園教育要領を踏まえ、貴園の教育の特色を大切にされた教育内容のさらなる向上に尽力いただきたいこと。

3つ目は、運動場をはじめとした幼稚園の施設設備について、幼稚園設置基準における諸条件を維持し、積極的に保育環境の充実を図るとともに安全管理を徹底していただきたいことを要望いたしました。

申請内容については、認可基準を満たしていることから、認可を適当と認める旨の答申を行うことは問題なかろうかと存じます。

以上でございます。

詳細につきましては、事務局から説明いたします。

○福本私学行政課長 それでは、議案第1号及び第2号について御説明申し上げます。

これは新宿区所在のおおや幼稚園の設置者を、大谷和宏氏から学校法人おおや学園に変更するものでございます。

それでは、要項に基づきまして、初めに、学校法人おおや学園の寄附行為認可について御説明いたします。

議案第1号、学校法人おおや学園設立要項を御覧ください。

名称は学校法人おおや学園で、事務所の所在地及び目的は、それぞれ要項2及び3に記載のとおりでございます。

設置する幼稚園名は、おおや幼稚園でございます。

役員につきましては、その配偶者または3親等以内の親族は1人を超えて含まれてございません。

監事につきましては、当法人の理事、評議員または職員と兼ねているものは一人も含まれておりません。

資産等につきましては、要項7から9に記載のとおりで、学校法人化の要件を満たしてございます。

続きまして、議案第2号、おおや幼稚園設置者変更要項を御覧ください。

学校の目的、名称、位置は、それぞれ要項 1 から 3 に記載のとおりでございます。

変更の時期は、令和 6 年 4 月 1 日を予定しております。

変更の理由は、教育条件の維持向上を図り、さらにその公共性を一層高めるため学校法人おおや学園を設立するものでございます。

新設置者は学校法人おおや学園、設立代表者は大谷路子氏、園長も同じく大谷路子氏でございます。

経費の見積り及び維持の方法は要項 8 に記載のとおりでございます。

また、要項 9 にありますとおり、園地、園舎、運動場、教職員等につきましては、いずれも設置基準を充足してございます。

以上で、議案第 1 号及び第 2 号の御説明を終わります。御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○近藤会長 ありがとうございます。

何か御質問はございませんでしょうか。

どうぞ。

○加茂川委員 簡単な質問をお願いします。

その前に、このケースは、いわゆる個人立の幼稚園が学校法人化するわけですから、都のこれまでの指導が十分成果が現れた一例として私も高く評価をしたいと思っておりますし、御指導いただいた関係の団体の方々の御努力にも敬意を表したいと思っております。

このケースで、資料を拝見しまして質問を思いつきましたのは、それぞれ学校法人に基本財産を寄附しているわけですが、寄附者兩名のうち、それぞれ土地の過半数を、もしくは建物の全部を寄附しているのですが、土地の一部、寄附者兩名それぞれ建物と土地を寄附している方なのですが、お二人が借用地というか、土地の所有者に残って貸す形になっています。この部分はいずれ学法人化の趣旨にのっとってさらに寄附はされる予定であるという理解でよろしいのかどうかという質問でございます。

○福本私学行政課長 御質問の件についてお答え申し上げます。

借用部分につきましては、所有者と学校法人の間で30年の地上権設定契約を締結し、地代は無償とする予定になっております。今後、学校法人への寄附につきましては、当事者間の協議ということになるのですけれども、我々としましては、学校法人化された趣旨とか、安定的な学校運営ということで、そういったことについては引き続き後押しをしていくというつもりでございます。

○加茂川委員 ありがとうございます。

○近藤会長 よろしいですか。

○加茂川委員 はい。

○近藤会長 ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第 1 号及び議案第 2 号につきましては、その認可を適当と認

める旨、答申いたします。

次に、議案第3号は、学校法人岸辺幼稚園の寄附行為認可について、議案第4号は、岸辺幼稚園の設置者変更及び収容定員に係る園則変更認可についてでございます。

本案件につきましては、部会調査をお願いしておりましたので、第二部会の池田委員から、調査結果につきまして説明願います。

○池田委員 それでは、議案第3号及び第4号につきまして御説明させていただきます。

本案件は、渋谷区所在の岸辺幼稚園の設置者を、岸邊光雄氏から、学校法人岸辺幼稚園へ変更するものでございます。

去る2月28日、野上委員、私学部及び渋谷区の担当職員と私とで部会調査を実施いたしました。

岸辺幼稚園は、昭和2年の設置認可以来、約100年にわたり次代を担う幼児教育の重要性を深く認識し、地域に根差した幼稚園として住民に受け入れられてきました。教育については、素直な明るい思いやりのある心と健康な身体を育てることを目標としていると伺いました。また、園舎、運動場等の施設設備についても、設置基準を充足しておりました。

調査結果については以上のとおりでございますが、その際、4点ほどの要望をいたしました。

1つ目は、学校法人として、学校教育法、私立学校法及び私立学校振興助成法等の教育関係法令を遵守し、また、法人の定める寄附行為に基づき、適正かつ安定的な法人運営に努めていただきたいこと。

2つ目は、公教育の一翼を担う私立学校として、幼稚園教育要領を踏まえ、園の教育の特色を大切にされた教育内容のさらなる向上に尽力いただきたいこと。

3つ目は、幼稚園の施設設備については、幼稚園設置基準における諸条件を維持し、積極的に保育環境の充実を図っていただきたいこと。

4つ目は、教育水準の維持向上を図るために、教諭の確保及び育成、研修に努められたいことを要望いたしました。

申請内容については認可基準を満たしていることから、認可を適当と認める旨の答申を行うことは問題なからうと思えます。

なお、詳細につきましては、事務局から説明いたします。

○福本私学行政課長 それでは、議案第3号及び議案第4号について御説明申し上げます。

これは、渋谷区所在の岸辺幼稚園の設置者を岸邊光雄氏から学校法人岸辺幼稚園に変更するものでございます。

それでは、要項に基づきまして、初めに学校法人岸辺幼稚園の寄附行為認可について御説明いたします。議案第3号、学校法人岸辺幼稚園設立要項を御覧ください。

名称は、学校法人岸辺幼稚園で、事務所の所在地及び目的は、それぞれ要項2及び3に記載のとおりでございます。

設置する幼稚園名は、岸辺幼稚園でございます。

役員につきましては、その配偶者または3親等以内の親族は1人を超えて含まれておりません。

監事につきましては、当法人の理事、評議員または職員と兼ねているものは一人も含まれてございません。

資産等につきましては、要項7から9に記載のとおりで、学校法人化の要件を満たしてございます。

続きまして、議案第4号、岸辺幼稚園設置者変更及び収容定員に係る園則変更要項を御覧ください。

学校の目的、名称、位置は、それぞれ要項1から3に記載のとおりでございます。

変更の時期は、令和6年4月1日を予定してございます。

変更の理由は、教育条件の維持向上を図り、さらにその公共性を一層高めるため、学校法人岸辺幼稚園を設立するとともに、地域の需要に応えるため収容定員を変更するものでございます。

新設置者は学校法人岸辺幼稚園、設立代表者は岸邊光雄氏、園長は中島茂子氏でございます。

学級編成等でございますが、変更の内容は、現在の4学級80名を4学級105名にするものでございます。

経費の見積り及び維持の方法は、要項9に記載のとおりでございます。

また、要項10にございますとおり、園地、園舎、運動場、教職員等につきましては、いずれも設置基準を充足してございます。

以上で、議案第3号及び第4号の説明を終わります。御審議のほど、よろしく御願ひ申し上げます。

○近藤会長 ありがとうございます。

何か御質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第3号及び議案第4号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、新たに諮問された案件について、順次審議することといたします。

まず、各種学校についての案件でございます。

議案第5号は、K C P地球市民日本語学校の収容定員に係る学則変更認可についてでございます。

それでは、事務局より説明願います。

○事務局 それでは、議案第5号、K C P地球市民日本語学校の収容定員に係る学則変更認可について御説明いたします。

K C P地球市民日本語学校は、各種学校として平成18年11月27日に設置認可を受けた学校ですが、このたび収容定員の減員に係る学則変更認可の申請をしてきたものです。

それでは、要項に基づきまして御説明いたします。

学校の名称は、要項 1 に記載のとおりですが、名称の由来につきまして御説明いたします。

K C P とは、英語で、知識 (Knowledge)、共生 (Coexistence)、平和 (Peace) の頭文字を取り、日本語教育を通じて広く知識を伝え、世界中の人々との共生を通して人間的成長を促し、また、地球の市民として世界の平和と繁栄に貢献するという学校の理念を示しているとのことでございます。

位置は、要項 2 に記載のとおりです。

変更の時期は、令和 6 年 4 月 1 日を予定しております。

変更の理由は、生徒数減少に対応するため収容定員を変更するものでございます。

設置者は学校法人 K C P 学園で、理事長は木下卓輔氏、校長は金原宏氏です。

経費の見積り及び維持方法は、要項 7 に記載のとおりです。

学科別修業年限及び生徒定員は、要項 8 に記載のとおりで、昼 1 部特別進学課程は、日本の大学入学に必要な 12 年間の学校教育に満たない国の生徒が、日本語と大学受験科目を履修しつつ大学入学資格が得られる準備教育課程であり、各コースで総定員を 40 名から 20 名へ減員します。

また、日本語教育が中心の総合日本語課程の 2 年コースは、昼 1 部及び昼 2 部のそれぞれで、総定員を 200 名から 180 名へ減員します。

次に、昼 2 部一般進学課程は特別進学課程に変更し、各コースで総定員を 40 名から 20 名へ減員します。

なお、一般進学課程とは、外国で 12 年の学校教育を修了した生徒が、日本語と大学進学に必要な受験科目を履修する課程でしたが、希望する生徒が減少したため、特別進学課程に変更します。

以上により、総定員は 880 名から、120 名減員した 760 名とします。

校地、校舎、教職員組織につきましては、要項 9 から 11 に記載のとおり、設置要件、基準を充足しております。

備考欄には、学校法人の設立年月日等を記載しておりますので、参考に御覧ください。

以上で、議案第 5 号の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何か御質問はございませんでしょうか。

(委員了承)

それでは、議案第 5 号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次は、幼稚園についての案件でございます。

議案第 6 号は、小平神明幼稚園の収容定員に係る園則変更認可についてでございます。

それでは、事務局より説明願います。

○事務局 それでは、議案第 6 号、小平神明幼稚園の収容定員に係る園則変更認可につい

て御説明申し上げます。

学校の名称及び位置は、それぞれ要項 1 及び 2 に記載のとおりでございます。

変更の時期は、令和 6 年 4 月 1 日を予定しております。

変更の理由でございますが、実員に合わせて収容定員を変更するものでございます。

設置者は学校法人けやきの杜、園長は西田理子氏でございます。

学級編成等でございますが、変更の内容は、現在の 14 学級 360 名を 9 学級 260 名に変更するものでございます。

園地、園舎、教職員組織につきましては、要項 8 から 10 にありますとおり、いずれも設置基準を充足しております。

以上で、議案第 6 号の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何か御質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第 6 号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次は、中学校及び高等学校についての案件でございます。

議案第 7 号は、東京農業大学第一高等学校中等部の収容定員に係る学則変更認可について、議案第 8 号は、東京農業大学第一高等学校の収容定員に係る学則変更認可についてでございます。

それでは、事務局より 2 件まとめて説明願います。

○事務局 それでは、議案第 7 号、第 8 号について、関連しておりますので併せて御説明いたします。

これは、学校法人東京農業大学が設置しております、東京農業大学第一高等学校と、同中等部の収容定員に係る学則変更認可です。

学校の名称、設置者名、位置につきましては、それぞれ要項 1 から 3 までに記載のとおりです。

変更の理由ですが、令和 7 年度から高等学校における新入生の募集を停止し、併設型中高一貫校へ移行いたします。中高 6 年間を通じた一貫教育を実践することで、さらなる教育効果の充実に図ります。

変更の時期は、令和 7 年 4 月 1 日を予定しております。

次に、変更の内容ですが、要項 6 を御覧ください。

中等部では、収容定員を 225 名増員、高等学校では、収容定員を 225 名減員し、双方の収容定員を 750 名に変更いたします。

中等部では、変更前 1 学年 5 学級 175 名、合計 525 名から、変更後は 1 学年 8 学級 250 名、合計 750 名となります。

高等学校では、変更前 1 学年 9 学級 325 名、合計 975 名から、変更後は 1 学年 7 学級 250 名、

合計750名となります。

また、変更後の経過措置につきましては、変更後の欄の表のとおり、中等部では令和9年度に完成、高等学校では令和12年度に完成する予定となっております。

校地、校舎、教職員組織につきましては、要項7から9に記載のとおり、いずれも認可基準を充足しております。

また、8の校舎についてですが、本校は、中高双方の生徒が同じ校舎で学校生活を送っております。具体的には、校舎面積内訳に記載のとおり、1号館、2号館、3号館の校舎施設を中高合わせた約1,500名の生徒が共用して利用しております。

今般の収容定員増減に伴う対応ですが、学習ごとの定員とカリキュラム編成を考慮の上、必要な教室数を確保しております。引き続き最適な学習環境を生徒へ提供し、教育環境の維持向上に努めていきます。

また、括弧内の共用面積については、中高合わせた収容定員1,500名に占める中学校、高等学校双方の割合を算出し計算しております。あわせて、生徒1人当たり面積の計算としても、括弧内の共用面積を用いて計算しております。

備考欄には、設置認可年月日、本法人が設置する学校の名称及び設置認可年月日を記載しておりますので、御参照ください。

以上で、議案第7号、第8号についての説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

議案第7号及び議案第8号について、何か御質問はございますでしょうか。よろしいですか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第7号及び議案第8号につきましては、いずれもその認可を適当と認める旨、答申いたします。

以上で本日の案件についての審議を終了いたします。

最後に、審議会日程についてでございます。

次回は、4月15日月曜日を予定しております。会場は、開催案内にて改めて事務局から通知をさせていただきます。

それでは、これをもちまして、本日の「東京都私立学校審議会」を終了させていただきます。御審議、ありがとうございました。

午後3時17分閉会